

請願の市民匿名化について

【提案内容】

- ・請願、陳情において、押印の廃止を行うこと
- ・請願、陳情において、個人情報の保護の観点から、HP上の氏名、住所の掲載をマスキングすること
- ・意見陳述においては氏名を呼ばず請願代表者や陳情者とし、個人情報に配慮すること

【和光市における現状の取り扱い】

持ちこまれた和光市民の陳情は請願と同様に審議をされている。

また、請願と陳情においては、代表者の住所・氏名がHP上においても公開されているところであり、これが陳情や請願を行うにあたり心理的ハードルになっている。

請願書(陳情書)

必ず以下の内容を記載してください。

- ・【件名】〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)
- ・【要旨】簡潔な内容のもの
- ・【理由】
- ・【提出日】
- ・【あて先】和光市議会議長 〇〇〇 〇〇〇あて
- ・【紹介議員】請願の場合は、1人以上の紹介議員の署名(自筆)又は記名押印が必要です。
- ・【提出者】請願代表者(陳情代表者)の住所、署名(自筆)又は記名押印。
 - ・※採択結果等を通知するので代表者の住所、氏名は明確に記入してください。
 - ・※署名簿を添付する場合は、署名者数(記名押印を含む)を記入してください。
 - ・※法人など団体の役員名などで提出されるときは、その人の住所又は事業所の所在地を記載し、代表者の署名(自筆)又は記名押印をしてください。
 - ・※電話、ファクス、Eメールアドレス等は記入しないでください。
 - ・※場所などを示した方がわかりやすいものについては、現地の略図をつけてください。
 - ・※意見書の提出に関する場合は、意見書の案文を添付してください。

Q. 請願者(陳情者)の氏名等は公開されますか。

A. 審議にあたり住所・氏名等の入った請願書(陳情書)の写しを、議員、市長等執行機関へ配付します。

また、会議録、市議会ホームページ等に請願書(陳情書)を掲載するため、住所・氏名などの個人情報が公開されます。ただし、印影及び署名簿は公開しません。

【関連法令に関して】

請願権：憲法16条に規定されており、請願権を行使するには、請願法に基づいた手続きが行われる。

当該請願法においては、氏名の記載については下記の通りとなっている。

第二条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

昭和五十九年三月三十一日提出

質問第一〇号

四 請願書の書式について

現行請願法は、「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。」（第二条）と定めている。従つて、①請願書は、住所と氏名が記載された文書であれば足り、書式について特段の規制はなく、捺印なども必要でない。②当該文書の表題に「〇〇に関する申し入れ」などと記載されたものであつても、その内容が、官公署に対して希望を表明したり、意見を表明するなど、実質的に請願に該当するもので住所と氏名が記載された文書であれば請願書として扱わなければならないと理解するが、政府の解釈はどうか。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumona.nsf/html/shitsumon/a101010.htm

政府回答

四について

氏名及び住所を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであつても、請願書として扱うべきものとする。

【個人情報の取り扱いに配慮している事例】

愛知県春日井市

個人情報の取り扱い

請願書に記載された請願者の個人情報のうち、「氏名・住所」については、請願文書表に記載され、議員、市長部局職員に配布されるほか、報道関係者や本会議・委員会の傍聴者の閲覧等に供されます。

また、請願文書表については、議決書や議案書綴りに綴じられることとなり、情報コーナー等に設置され、一般の方が自由に閲覧することができます。

なお、請願（陳情）の内容などの問い合わせのため、市長部局等に対してこれらの個人情報を使用することもあります。

希望される方には、氏名・住所の公表は必要最低限に留めさせていただきますので、議会事務局にご相談ください。

栃木県鹿沼市

別紙「請願・陳情にかかる個人情報の取り扱いについて」を参照

近隣市による取り扱い

【朝霞市】

8.個人情報の取り扱い

朝霞市の情報の公開については、「朝霞市情報公開条例」において、公文書の公開と情報公開について基本的な事項が定められています。この条例の中で議会に対する請願書(請願代表者以外の署名者を除く。)は、「法令の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」(公表することを前提に本人から任意に提供された情報)として、公開の対象としています。

請願書に記載された個人情報は、議会の審議のために用いるとともに、会議録やホームページ等に掲載されるほか、行政文書として情報公開の対象となります。

なお、陳情書については、請願書に準じた取り扱いとなります。

【志木市】

請願は、憲法により保障された住民の権利です。

市議会へ請願・陳情をしようとするときは、次の要領で提出してください。

1. 件名・要旨・提出年月日・住所・氏名(法人の場合は、その名称及び代表者名)を記載し、署名または記名・押印してください。
2. 請願書には、表紙に紹介議員1人以上の署名または記名・押印が必要です。
陳情書の場合は、紹介議員は必要ありません。
3. 内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
4. 道路・下水道など、場所に関するものについては、略図を必ずつけてください。
5. 提出期限は、定例会(3月、6月、9月、12月)の告示日(定例会開会日の1週間前)、午後5時です。
6. そのほか、不明な点については、議会事務局へお問い合わせください。

【新座市】

提出に際しての注意事項

1. 請願の場合は、紹介議員の署名又は記名・押印が必要です。
2. 氏名、住所、電話番号は明確に記載してください。
3. 団体の代表や役員等として提出される場合も、その人の住所又は事業所の所在地、電話番号を記載してください。
4. 請願(陳情)の趣旨や理由は簡潔にし、内容が項目別に分けられる場合は、項目別に整理してください。

なお、土木、福祉、教育など多種類にわたる場合は、常任委員会への付託審査が分割されますので、分類して別々の請願書(陳情書)にしてください。

5. 道路、下水道整備等に関するものには、現地の略図を添付してください。

※それぞれHPより抜粋